

<預金保険制度について>

預金保険制度とは

預金保険制度とは、万が一金融機関が破綻した場合に、預金者の預金等のうち一定のものを保護するために設けられた制度です。

なお、預金保険制度の対象金融機関は、預金保険法により預金保険制度への加入が義務付けられています。

預金者等は、預金保険の加入について、特に手続きを行う必要はありません。

※第四銀行・北越銀行の合併に伴い、合併後1年間（2021年1月1日（金）～2021年12月31日（金））は、特例措置期間として、預金者1人あたり元本2,000万円と破綻日までのその利息等が保護されます。2022年1月1日（土）以降は、元本1,000万円と破綻日までのその利息等が保護されます。

預金保険制度の対象となる預金等の範囲について

- ・ 預金保険制度により、当座預金や利息の付かない普通預金等（決済用預金）は、全額保護されます。
- ・ 定期預金や利息の付く普通預金等（一般預金等）は、預金者1人当たり、1金融機関ごとに合算され、元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。
- ・ それを超える部分は、破綻した金融機関の残余財産の状況に応じて支払われるため、一部支払われない可能性があります。

預金等の分類		保護の範囲	
預金保険制度の対象預金等	決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護
	一般預金等	利息の付く普通預金・定期預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託（ビッグ等の貸付信託を含む）等	金融機関ごとに預金者一人当たり、元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護
預金保険制度の対象外預金等		外貨預金、譲渡性預金、無記名預金、架空名義の預金、他人名義の預金（借名預金）、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）等	保護対象外

（出典）金融庁ホームページ「預金保険制度」

※上図の商品のうち、第四北越銀行ではお取り扱いしていない商品もあります。

※預金保険制度についてくわしくは、預金保険機構ホームページ「預金保険制度の解説」または、金融庁ホームページ「預金保険制度」をご覧ください。

2021年1月1日現在